

家電リサイクル法対象品の処理

家電リサイクル法対象品目は家電メーカーがリサイクルをします。

**粗大ごみとしての
取り扱いができません。**

対象品目

テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）・エアコン・
冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

※家電リサイクルは国の制度のため、品目などが変更されることがありますので、ご注意ください。

〈買い替えの場合〉

新しい商品を購入するお店で手続きをしてください。

〈不要になった場合〉

その商品を購入したお店で手続きをしてください。

〈購入したお店が不明な場合〉

家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定の引き取り場所に持ち込みます。

■リサイクル券の料金は、品目・メーカーによって異なります。

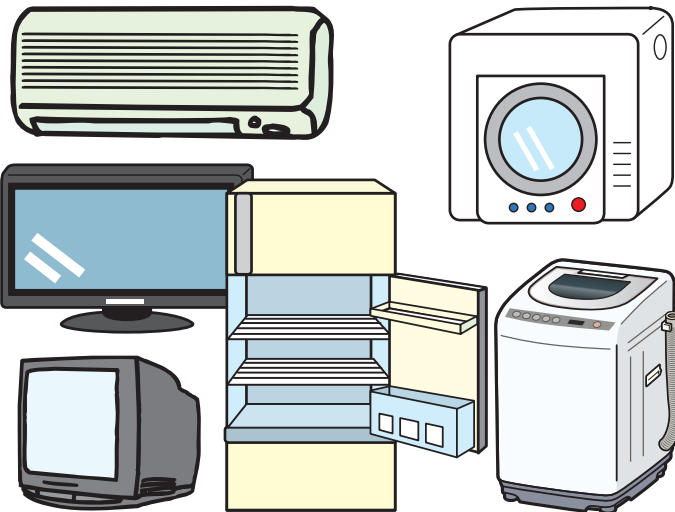
また、指定の引取場所についても

「**家電リサイクル券センター**」にお問い合わせ
合わせください。

☎ 0120-319640

家電リサイクル券センター

検索



■指定の引き取り場所への代理運搬

環境美化センターでは、玄関先までの回収や引き取り場所への運搬を受け付けて
おります。

運搬料は1点につき2,000円です。詳しくは、お電話にてお問い合わせください。
(支払いは粗大ごみ収入証紙4枚をご用意ください)

パソコン本体・ディスプレイの処理

家庭で使用しているパソコン本体・ディスプレイは、製造メーカーにより
自主回収、リサイクルが実施されています。

回収方法、料金などは**直接メーカーにお問い合わせください。**

メーカーが不明なものについては、「パソコン3R推進協会
☎ 03-5282-7685」までお問い合わせください。

パソコン3R推進協会

検索

●プリンターなどの周辺機器は、大きさに応じて粗大ごみ、もしくは
不燃物として出してください。(9ページ参照)

